平成29年9月橋本市議会定例会会議録(第3号) 平成29年9月12日(火)

(午後1時00分 再開)

○議長(岡 弘悟君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。 順番11、17番 井上君。

[17番(井上勝彦君)登壇]

O17番(井上勝彦君)皆さん、こんにちは。 ちょうど眠たい時間でありますけれども、ちょっと大きな声で質問させていただきますので、目を覚ましていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

午前中、うちの同僚議員も質問に立ちまし たけども、この中でサポートセンターの養成 講座、今月の8日、11名受けまして、私も参 加させていただいて、1日養成講座、資格を とらせていただくことになりまして、市長の ほうから養成講座の卒業証書をいただきまし て、ありがとうございます。無事に、試験も 通ったようでございまして、若い方が一緒に おりまして11名受けまして、今度また10月に その養成講座あるようですので、皆さん、1 日受けて、お年寄り、これからの地域連携で やっていくために、ぜひこの講座を受けてい ただいて資格をとっていただくと。私も70歳 超えても、まだ資格をとりに行きまして、市 長から証書をいただきました。そういうこと で、きょうはそれにも関連をしまして、1項 目め、成年後見人制度の促進基本計画という ことで、これも含めまして、引き続き質問さ せていただきたいと思います。

それから、二点目につきましては、橋本市 公私連携幼保連携型認定こども園ということ で、2項目質問させていただくということで、 よろしくお願いいたします。

一つ目につきましては、成年後見人制度利

用促進計画についてでありますけれども、この計画は、成年後見人制度の利用の促進に関する法律ということで、平成28年の法律第29号の趣旨にのっとって、その基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、後見人制度の利用の促進に関するに推進することとする。市は成年後見人制度の利用の促進にとするを設して、一次では関し、国及び地方公共団体との連携を図りつ、自ら率先して施策を開して、の連携を図りつ、自ら率先して施策を定し実施する責務を有するということで、市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定したいと思います。

一つ目は、利用者がメリットを実感できる 制度運用の改善。

それから、権利擁護支援の地域連携ネット ワークづくり。

三つ目には、不正防止の徹底と利用しやす さの調和ということで、この三点についてお 聞きをしたいと思います。

この法律につきましては、既に制度としては平成12年あったわけなんですけれども、なかなか前向いて進まないということで、昨年28年度に法律を改正されて5カ年計画で進められていくということであります。その三つの点について本市としての考えをお聞きしたいと、このように思います。

それから、次に、2項目めでございます。 橋本市公私連携幼保連携型認定こども園についてであります。これについては七点ほどお聞きしたいと思います。

一つ目は、山田地域に建設予定の予算及び 古い建物の解体費用について問うということ であります。

二つ目には、学文路地域に建設予定の予算 及び古い建物の解体費用について問う。

三つ目には、地元の説明についてはどのように進めているのか。また、保護者会等の話し合いについても重ねてお聞きをしたい。

四つ目には、建設、解体については、地元 業者の育成の立場から公正かつ適正に選定す ることに配慮されているかどうか、これを問 う。

五つ目は、法人の応募にあたっては、条例 に基づいて規則、要綱を定めて応募されてい ると思いますが、中身を説明されたい。

この条例については、先日、11号議案ですか、この条例が通っておるわけなんですけども、我々議会としても通したわけなんですけど、その規則、要綱については説明を受けておらないので説明してほしい。

六つ目は、今後のスケジュールについて、 建設、解体も含めて問うということでありま す。

それから、七つ目は、市内の幼稚園、保育園、こども園を含めた、今現在、運営されている法人の事業者に連携認定こども園についての十分な説明がなされているのかどうかということで、この七点をお聞きしたいと思います。

以上で、壇上での質問といたします。

議長の許可を得ましたので質問に立つということを言うのを忘れていまして、ごめんなさい。

○議長(岡 弘悟君) 17番 井上君の質問項目1、成年後見制度利用促進基本計画に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

[健康福祉部長(石橋章弘君)登壇]

〇健康福祉部長(石橋章弘君)成年後見制度 利用促進基本計画についてお答えします。 成年後見制度については、高齢化等の進展に伴い、認知症の発症者の増加等が懸念される中で、権利擁護の観点から、成年後見制度活用の必要性が高くなってくると認識をしています。本市においても、第2次橋本市地域福祉計画や第2次橋本市障がい者計画、橋本市高齢者保健福祉計画に、高齢者や障がい者の権利擁護として、成年後見制度の活用を位置づけているところです。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の財産管理や契約行為等を第三者がかわりに行う制度で、平成12年度からスタートしていますが、現在に至るまであまり多くは活用されておりません。しかしながら、今後、この制度の活用を必要とする高齢者や障がい者等の増加が見込まれることから、利用を促進するためのよりで、関する法律が公布されました。その中で、国や地方自治体等の責務、促進するためのポイント、基本計画の策定、促進のための体制整備などが規定されています。

ご質問の三点のポイントである、利用者が メリットを実感できる制度・運用の改善、権 利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、 不正防止の徹底や利用しやすさとの調和など の観点に立ち、国の成年後見制度利用促進基 本計画に沿って制度利用促進に取り組んでい くことになりますが、本市としては、成年後 見制度の周知を図ることから着手したいと考 えています。

そのためには、この制度の運用にかかる人材や機関などの地域資源の確認、地域における同制度の利用実態を把握する必要があると考えます。その上で、関係者にネットワーク化を働きかけ、地域の関係者による協議を通じ、制度に関する共通認識、共通理解を形成する必要があると考えています。

国の基本計画が示す工程表では、市町村に おいても5年以内に計画の策定に努めること と規定されています。本市としましても、成 年後見制度の活用が今後ますます必要となっ てくるとの認識のもと、国・県からの助言等 を踏まえ、先行事例などを調査し、関係機関 との連携のもと計画策定も含め、地域の実情 に合った成年後見制度の促進方法を研究いた します。

〇議長(岡 弘悟君) 17番 井上君、再質問 ありますか。

17番 井上君。

O17番(井上勝彦君)福祉部長、今、丁寧な答弁がありましたんですが、今まで平成12年から進めておるわけなんですけど、本市において、この後見人制度に合わせて実施はしているものの、年間だいたい件数としたら何件ぐらいご相談があるかというのは、ちょっとわかりませんでしょうかね。

〇議長(岡 弘悟君)健康福祉部長。

実は、件数、実績について、現在、これは 家庭裁判所が指定するわけですけれども、橋 本市の何件ありますというデータの提供、あ りませんかというふうに問い合わせ中です。 ただ、家庭裁判所としては、現在、市町村ご とに資料を出していくことについては、今、 検討していますという話でございました。

ただ、和歌山県下では、だいたい毎年200 件から250件程度があるというふうに聞いて ございます。

〇議長(岡 弘悟君)17番 井上君。

〇17番(井上勝彦君)現在、当市に相談があ るのはだいたい9件ぐらいということで、た だ、30事業所、市内に福祉関係の事業所がた くさんあるわけですけども、事業所が要する に相談窓口になってというところもかなりあ るんですけれども、私も福祉関係に携わって いる一員でもありますので、年間やっぱり3 件ぐらいは相談に来て、弁護士等を紹介をし、 そして裁判所を通じて後見人制度にのっとっ て、要するに、うちらに来るのは認知症とか そういう方が多いわけなんですけども、これ からはやっぱり重度な障がい者の方々とか、 高齢者がどんどん増えてくるわけなんで、そ こで、当局だけでは無理かと思いますが、今 ちょっとお配りさせていただきました、地域 連携ネットワークづくり、イメージ的なもの を一応お配りさせていただいたんですけれど も、こういうことで社会福祉協議会も含めて、 この間も橋本市の民生委員の会長ともお話さ せていただいたわけなんですけれども、そこ では、ぜひそういうネットワークづくりにつ いて、後見人制度についての講習というか、 講演というんですか。専門的なNPOでやっ ている、県のビッグアイでやっているそうい う方々も講師に呼んで、民生委員もぜひ講演 なんかもいっぺんやってほしいよという意見 も聞いておるわけなんですけれども、そうい うことで取り組んでいくについて、十分やっ ぱり市民の皆さんに知っていただかなあかん ということで、そういうことを計画に入れて いくことができやんもんかどうか、いっぺん 福祉部長の考えをお聞きしたいと思います。

〇議長(岡 弘悟君)健康福祉部長。

〇健康福祉部長(石橋章弘君)本市といたし ましては、壇上から答弁差し上げたとおり、 まずは制度の周知から着手したいと考えてお ります。私どものカウンターの前にも、実は この制度のパンフレットを置いております。 が、担当者等々の聞き取りによりますと、あ まりこれを持っていく人は少ないよというふ うな話がございました。まず、周知というこ とで、実際、各団体等のイベント、あるいは 私どもの広報媒体、ホームページであるとか、 広報紙であるとかというのも通じて、成年後 見制度というまず言葉から、できるだけ多く 発していきたい。問い合わせされる方の中に も、こういう制度があるらしいけれどもどん な制度ですかというふうな問い合わせもとき どきあります。

ただ、この制度につきましては、本来純粋 な法律の制度から出発しておりまして、実際、 現在に至りますと、法律的な財産管理や契約 行為以外の、いわゆる生活支援部分、福祉の サービス部分にまで及ぶというふうなことに も広がってきております。そういうようなこ とから、実際、今ここで資料をいただいてお ります、こういうふうなネットワークづくり というものを内閣府のほうから進めてられる ということで、その次に我々がしていかなけ ればならないのは、我々の地域の中で、ここ のネットワークのイメージ図に書かれておる ような、どういうふうな機関の方々があって、 どんな取り組みをされておるのか、それをま ず実態調査したいなというふうに考えており ます。

そこから、こういうネットワーク化を働き かけていく、こういう手順で進めてまいりた いと考えております。

〇議長(岡 弘悟君)17番 井上君。

O17番(井上勝彦君)ということで、やらんなんことぎょうさんあるんやけども、今、部

長がおっしゃったように、そういったネット ワークづくりをするための進め方というんで すか、そういったものが各自、それぞれのチ ームワークをきちっとつくっていくというこ と。まだ、少なからずではあるんですけども、 そういう市の成年後見人制度の利用促進する ための条例というものが、これからどんどん 作成していかなあかんと思うんやけど、そう いったものも研究をして、5年以内をめどに 条例化をしていくということもやっていかな あかんのと違うかと思うんやけど、これ、条 例をつくっている市もあるんやけど、そうい うことと、それから、問題はやっぱり事務的 な負担というのがこれからかかってくるんで、 国のほうとして創立はできたものの財政的な 事務負担、事務的な負担をどういうふうにし ていくかというのは、まだはっきりされてい ないということも県のほうでは伺っておりま すけれども、県のほうからのそういう依頼と いうんですか、そういったものについては、 まだやってきておりませんか。

それと、条例をつくることについてと、二 点。

〇議長(岡 弘悟君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) 県のほうから は、内閣府のほうがこういうことを考えられ ていまして、市町村においても、5年内をめ どに基本計画を立てるように努めることとい うことが示されていますよという、そういう 趣旨の連絡はいただいておりますけれども、 具体的な取り組みについて、まだ何ら示され ていない状態でございます。

それと、条例化につきましては、まだ何ら 示されておりません。実際、私どもが現在運 用しています市長申し立てにつきましても、 要綱において運用しておるところでございま して、そこらあたりは先進地の事例等を研究 しながら、今後、検討していきたいというふ うに考えます。

〇議長(岡 弘悟君)17番 井上君。

○17番(井上勝彦君) そういうことで、一応、 成年後見人制度促進基本計画の工程表という のは、国が勝手にこれ、つくっているのか知 りませんけれども、ちゃんとできています。 まずやっぱりこの後見制度の一番大事なとこ ろは、成年後見人の権利制限の処置というこ とで、要するに、個人のやはり人権、尊厳、 生きていくための、そういうところから始ま って、やっぱりちゃんとした権利制限の処置 というんですか、そういったものが既にこの 29年、30年から工程表に従って33年度までの 期間ということになっておるわけなんですけ ども、県でお聞きしますと、だいたい9月中 に各市町村へおろしていくというようなこと もちょっと聞いております。そういうことで、 県と連携をして、これからはそういう形で、 先ほど私が申し上げたネットワークづくりか ら始めていって、そして、本市の高齢者、障 がい者のそういった福祉も含めた、先ほど部 長がおっしゃったように、福祉のほうへも、 後見人制度の内容そのものはそういうふうに 変わってくるということでありますので、法 的な面も含めて、皆さんで一応勉強し、進め ていってほしいということでありますので、 ひとつよろしくお願いを申し上げます。

これについては、できるだけ早く県と連携をして、本市もやっぱり取り組んでいくように申し入れをしたいと思います。

最終もう一度、部長の答弁願います。

〇議長(岡 弘悟君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) 県等の連携、 国・県等との助言をいただきながら、遅れる ことのないように取り組んでいきたいと考え ます。

O17番(井上勝彦君)1項目は終わります。

〇議長(岡 弘悟君)次に、質問項目2、公

私連携幼保連携型認定こども園に対する答弁 を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 (石橋章弘君) 登壇〕

〇健康福祉部長(石橋章弘君)橋本市公私連 携幼保連携型認定こども園についてお答えし ます。

一点目の山田地域に建設予定の予算及び古い建物の解体費用についてのおただしですが、 (仮称)山田こども園については、平成33年 4月の開園を予定しており、平成32年度に現 在の柏原保育園を解体し、新園舎を建設する 予定です。

現時点の計画上の見込額としましては、用 地買収費に約4,100万円、旧園舎解体費で約 1,700万円、新園舎新築工事等で約3億5,200 万円、合計で約4億1,000万円となります。こ のうち国費が約1億3,400万円、市費が約1億 3,800万円、法人負担が約1億3,800万円となっています。

次に、二点目の学文路地域に建設予定の予算及び古い建物の解体費用についてお答えします。(仮称)学文路こども園については、平成31年4月の開園を予定しており、平成29年度に旧学文路中学校校舎を解体し、平成30年度に新園舎を建設する予定です。見込額としましては旧校舎解体費で約1億4,000万円、体育館の消防施設・電気設備整備費で約2,000万円、新園舎新築工事で約2億3,000万円、合計で3億9,000万円となります。このうち国費が約9,000万円、市費が約2億円、法人負担が約1億円となっています。

三点目の地元の説明についてはどのように 進めているのか、また、保護者会等の話し合 いについても重ねて問うというご質問につい てお答えします。

地元への説明につきましては、4月25日に 学文路地区区長会、5月2日に山田地区区長 会、8月4日の橋本市区長連合会理事会で説明しています。また、(仮称)学文路こども園地元説明会は9月14日、(仮称)山田こども園地元説明会は9月29日に予定しています。

また、保護者会への説明につきましては、 5月13日に関係する6園の保護者会長に説明 した後、保護者説明会に入りました。7月1 日、11日に学文路幼稚園、清水幼稚園及びしみず保育園の保護者を対象とした説明会、7月2日、6日に岸上保育園、柏原保育園及び山田保育園の保護者を対象とした説明会を実施し、当日、欠席者への説明及び再質問の要請により、7月15日に柏原保育園保護者説明会、8月21日、27日に山田保育園保護者説明会、8月26日に学文路幼稚園、清水幼稚園、しみず保育園保護者説明会を実施しました。

保護者の方からいただいた意見としては、 急なこども園計画に対するとまどいや、今の 園児全員が卒園した後にこども園へ移行して ほしいとの希望、現保育士のこども園での採 用、給食のアレルギー対応などに関する意見、 質問が多く出されました。これらの意見、質 間についてはできる限り懇切丁寧に説明をし ましたが、中にはご理解いただけない保護者 がいたことも事実です。しかし、園舎の老朽 化や少子化問題に対処するには、今回のこど も園計画を着実に推進することが適切である と考えています。

次に、四点目の建設、解体については、地元業者の育成の立場から公正かつ適正に選定することに配慮されているのかというご質問についてお答えします。

橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人募集要項の中では、建築工事の請負業者の選定に関しては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」という国の通達により適正に行うこととなっています。

今回の工事としては、大きく分けて旧学文路中学校の解体工事、(仮称)学文路こども園の新築工事、柏原保育園の解体工事、(仮称)山田こども園の新築工事の四つに分けて法人が業者選定を行う予定ですが、今までの私立保育園の建設等では、市内業者を2社以上入札参加させることを指導しており、指名競争入札時には、こども課長他1名が立ち会っています。今回も同様の指導を行います。

なお、解体工事の業者選定にあたっては、 現在、市が行っている業者選定基準に基づき 指導してまいります。

五点目の法人の応募にあたっては、条例に 基づいて規則、要綱を定めて応募されている と思いますが、中身を説明されたいとの質問 にお答えします。

今回の公私連携法人の募集は、橋本市公私 連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法 人募集要項を定め、本市で初めてとなる公私 連携型によるこども園整備であり、市有地を 30年以上貸し出すこととなるため、社会福祉 法人または学校法人であって、橋本市内にお いて保育園または幼稚園もしくはこども園の 運営実績がある法人から公募しています。

当該募集要項の主な事項は、応募資格についての事項、三者協議会の設置に関する事項、市有地の無償貸与に関する事項などを定めた、公私連携協定を締結すること、法令等を遵守したこども園の運営に関すること、こども園の就学前教育・保育に関する条件、公私連携法人としてふさわしくないと認められる場合指定取り消しなど、公設民営時の指定管理者公募要項と同程度の必要な事項を定めています。また、(仮称)山田こども園・(仮称)学文路こども園の新築並びに柏原保育園及び旧学文路中学校校舎解体に関することについても定めています。

六点目の今後のスケジュールについて、建

設・解体を含めた予定についてお答えします。

今後の予定ですが、9月12日から9月29日まで、法人の応募書類の受け付けを行います。 10月から11月にかけて橋本市公私連携幼保連 携型認定こども園設置及び運営法人選定審査 会による公私連携法人候補者の選定を終え、 12月上旬に協定書を締結する予定です。

旧学文路中学校の解体は平成30年1月から 着工予定、(仮称)学文路こども園の新築工 事は、平成30年6月頃の着手、柏原保育園の 解体及び(仮称)山田こども園の新築工事は 平成32年度となる予定です。

七点目の市内の幼稚園、保育園、こども園 を運営されている法人の事業者に十分説明が なされているのかとの質問にお答えします。

7月27日に応募資格のある全法人に個別通知で橋本市公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営法人の募集についての文書を送付しました。

募集要項については、平成29年8月1日から8月18日まで橋本市のホームページ上に掲載しており、内容等については十分理解していただけているものと考えています。

○議長(岡 弘悟君) 17番 井上君、再質問 ありますか。

17番 井上君。

〇17番(井上勝彦君)今、七点お答えいただいたわけなんですけども、一点目、山田地域と学文路地域の建設予定、予算と解体費用についての中で、部長、国費が1億3,400万円、市費が1億3,800万円、法人が1億3,800万円となっています。それと、学文路保育園が合計3億9,000万円ですね。柏原が4億1,000万円ですか。そこで、学文路のほうは市費が2億円で、それから、柏原のほうが市費が1億3,800万円。結局、法人が学文路は1億円で、要するに、柏原が1億3,800万円と。2億と1億3,800万円の違いをちょっとお答え願いま

す。何で市費が違うんかという理由。

- 〇議長(岡 弘悟君)健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(石橋章弘君)市の負担部分でございますけれども、やはり、これ、あくまでも現在の計画上の見込額でございますけれども、やはり(仮称)学文路こども園のほうは解体の部分、これについては1億4,000万円、この部分につきましては、あるいは体育館の消防施設、電気設備整備費2,000万円、この部分についても市が負担するということでございますので、やはり旧学文路こども園のほうが市費の負担が大きくなるということでございます。
- 〇議長(岡 弘悟君)17番 井上君。
- **〇17番(井上勝彦君**)理由として、今、挙げ ていただいたんだけど、国費が1億3,400万円、 一方では、山田こども園、出るわけやな。結 局、学文路は小さいさかいに国費9,000万円や けど、法人の負担割合が大きいほうが1億 3,800万で、柏原がよ。ほいで、学文路が市が 2億円出さんなんて。2億円ということは、 3億3,800万円やしてな、両方で市が出すお金、 負担せんなんのやけど、ほんで、それは連携 型認定こども園ということで、1億3,800万円 と2億3,800万が、要するに民間の事業者、今 度やる事業者が受けて立ってそれを出さない かんということになっているんやと思うんや けど、合計8億円ですな。8億円でしょう、 計算したら。その2億円と1億円が、学文路 については、要するに解体工事が高くつくの で、市の割合が増えたということや。それも 含めて、どういう計算の仕方をしとんのや私 はわかりませんけれども、要するに8億円要 ると。

そこで、この2園を計画しているわけなんですけれども、市が出す、要するに、3億3,800万円、これについてはどこから出そうと計算しとるんですか。借金か、あるいは。

- 〇議長(岡 弘悟君)健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(石橋章弘君)**これは合併特 例債を活用と、一部除却については除却債を 活用という予定です。
- 〇議長(岡 弘悟君)17番 井上君。
- **O17番(井上勝彦君)**合併特例債を使ってということですね。要するに、合併特例債はあと何ぼ残っておって、これに使ったら何ぼ残りになるか、ちょっと計算わかりませんか。
- 〇議長(岡 弘悟君)財政課長。
- ○財政課長(小原秀紀君)合併特例債の今時 点の残額は8億2,000万円程度ですので、こち らのこども園に、仮に3億4,000万円を使いま すと、4億8,000万円ですか、そういった残額 になります。
- 〇議長(岡 弘悟君)17番 井上君。
- O17番(井上勝彦君)ということは、合併特例債も既にもう大方使い果たしたということないけど、使わなしゃあないんやろうけども、なくなると。聞くところによると、今度、学文路公民館、また合併特例債を使うというような話もちょっと耳に入ってんのやけども、そうなってくると、合併特例債は、これからそれ以外に使えないということになってしまうね。そういうことになるでしょう。それはきょうの質問外やからのいときましょう。

続いて、ちょっと三点目に行きます。三点目につきましては、説明会はいつものようで、区長会に話をした。山田地区区長会、それから連合会。連合会といったら、8人ほどですな、理事。それで、地区の区長だけで説明2回してある。してあるけども、地元の説明会になっとるんかどうか。みんなのものになっているんかどうかというのはちょっと気にかかるところでありますんやけども、これから9月14日と9月29日の2回で、地元の皆さんに十分説明ができるんかどうかということも、ちょっといろいろ気にかかるところなんです

けども、連合会の区長会で区長に話をしたら 話は済んでるよということでは、このこども 園計画については不思議に思うんだけど、そ こらをいっぺん説明してください。

- 〇議長(岡 弘悟君)健康福祉部長。
- 〇健康福祉部長(石橋章弘君)答弁でも申し 上げましたとおり、まず、地元の地区区長会、 それから、区長連合会、理事会でご説明して、 これから9月14日、29日に地元の説明会を行 う予定でございます。実際、私どもといたし ましては、やはり地元の区長会で、まず初め の感触というか、そういうのをお伺いしたい という気持ちがございました。そこで、その 時点で行く行く地元説明会も当然行ってまい りますというふうなスケジュール的なことも お話し、地区区長会で出されたご意見等も踏 まえながら、地区の地元説明会に臨んでいき たいということで、そこでは、メリット、デ メリットなんかも十分説明し尽くしながら、 法人決定後の協定の内容でございますとか、 あるいは、区長会で出されたいろんなご意見 についても十分お答えをできる限り準備して、 万全な体制で説明会に臨みたいというふうに 考えております。
- 〇議長(岡 弘悟君)17番 井上君。
- O17番(井上勝彦君)新しい試みで、要するに、公私連携幼保連携型認定こども園、今までのこども園でしたら何園かやっているので、それなりに市民の皆さんもある程度認識されている。新しい、大方民間の経営ということになってくるので、やっぱり心配するんで、十分な説明を地元にもおろして、そして保護者会にも何日かやってあるけども、保護者会に対しても、やはりきちんとした説明をして、やることが大事かなと思うわけです。うまくやっていくについては、後で文句が出てきたときにややこしくなるということであるんで、ほいで、連合会で説明したら、あと募集かけ

たらええわという、9月か、募集かけてるわ、 もう法人の。かけてないかな、まだ。要する に、選定、決めていくというんか、応募して いるわけやろ。そうなってくると、十分説明 もして、それでよろしいよというようなこと でなってから応募すればええんやけども、結 局、十分地元説明も行わずして応募しとると いうのは、ちょっとそこにも問題があると、 私は思ってますんやけど、市としてはそうい う形でよろしいと思っとんのかわからんけど も、私はやっぱり議会でおるんで、責任を持 って、お互い市当局とやっていこうと思った ら、やっぱり予算も通していかなあかんので、 きちんとした説明をやって、お互いに前へ進 めていくという形をとってもろた方がええと 思うので、いろいろ聞きますと、そんなんあ かんよという人らも大分おるみたいなんで、 気をつけてきちんと説明していただきたいと いうように思います。

それから、四点目に入りたいと思います、時間がないのでね。地元業者育成ということなんですけども、これ、部長、市がかかわっていくことについて、今、言われている中では、入札については、解体工事については、現在市が行っている業者選定基準に基づいては、市が行っている業者選定基準に基づいては、中ないのますということになっては、市の基準に基づいてやっていくということは、言いかえれば、解体については業者にはお任せせずに、結局、市がやっていくということですか。それははっきりお聞きしておきます。

- 〇議長(岡 弘悟君)健康福祉部長。
- **〇健康福祉部長(石橋章弘君)**解体工事につきましては、あくまでも業者選定は法人が行うという仕組みになっております。これの経費につきましては市が持つという意味から、

この業者選定については市が行っている業者 選定基準に基づいてうちが指導するというこ とを申し上げている部分でございます。した がって、指示に近い指導というふうにご理解 いただいたらと思います。

〇議長(岡 弘悟君)17番 井上君。

○17番(井上勝彦君)ちょっと理解。これか ら進んでいってうまくいった場合は、建築に も入ってくるんやろうけども、合計8億円の 事業ですね。ハード面、入れ物をつくってい くんや、解体もして。で、裸にして30年土地 を貸すんやろ。そうなってくると、その8億 円の予算、市内の業者にできるだけやっぱり やってもらうと、分けて。それが安い、高い の問題ではないと思うんやで。今まで、ちょ っと安くしてもうたんやさかいにと言って、 市外業者も入れて、2社だけ入れてと言った って、競争やから、やっぱりよそから入って くるのは安うでも落としていくわけやな。そ ういうことではなくて、地元業者をやっぱり きちんと育成していくという立場である以上 は、そのお金をやっぱり市内に落としていく という。みんなが持ち寄って、みんながもう けて、技術を持ってんのやから、そやから、 よそへ出さないようにちゃんと指導していく。 指導していくということないけども、民間に 渡すにしてでも、市が3億円あましも、4億 円も金出すんやから、やっぱり市内業者にき ちんとやらしてよと、やっていくようにして くださいということを、指導というよりも条 件をつけていくということでなけりゃ、具合 悪いなと思うんやけど、その点について、部 長の答弁ではあかんので、副市長か市長でも ええけど、いっぺん副市長、ご答弁願います。

- 〇議長(岡 弘悟君)副市長。
- ○副市長(森川嘉久君) 先ほどからもご説明 をさせていただいておりますように、工事に つきましては、建物の建築工事と、それから、

解体に付随する工事と二種類がございます。 建物の所有権は、これはあくまでも法人の所 有になります。補助金は国からもございます し、市からもございますけども、建物はあす し、市からもございますので、こので 分については、業者の選定につきましては、 以前からほかの保育園もこういう形でやって おりますので、それから、厚生労働省のほう からの社会福祉法人の取り扱いという通達も 来ていますので、そういう形に沿ってさせて いただきたいということでございます。

ただし、解体工事、それからそれに付随する工事につきましては、これはあくまでも本来、市でする工事であったところを日程等の関係もございまして、法人のほうでスムーズに事業が進むようにということでこういう形になっておりますので、これはあくまでも市の工事に準じた形での業者選定ということで、これは強く指導をさせていただきたいというふうに思っておりますので、この辺で若干、工事の中身によって考え方が違いますので、それで進めていきたいというふうに考えております。

〇議長(岡 弘悟君)17番 井上君。

O17番(井上勝彦君)半分わかったようなわからんような。副市長、解体についてはきちんと責任を持って地元でやってもらうよと。建築についてはしっかり頑張れよと、2社だけは地元の業者を入れるでと。そういうことはり市内に何社もあるんとうないに、市内の業者にやってもらえとを言うてもらわなめることはない思うのでよってもらりと。

それと、もう一つ最後に、9園あるわけで すけども、募集をかけているのは市内の経験 のある園というか、子ども園を持っている。 ところが、ただ、今この説明では、9園につ いてはホームページ上でして、それで十分理 解を得てるよという答弁やったけども、やっ ぱりこれからこども園9園が仲よく連携をし てやっていこうと思ったら、民間の事業者で あるけれども、9園が一緒に同じ立場で子ど もの保育をきちんとやっていくよという、き ちんと説明を行うべきやと思うので、不安な 気持ちもあるかと思うので、取り合いになっ たら具合悪いから、子どもを。そういうこと のないように、ちゃんと指導というんか、説 明をしていくということが大事かと思うので、 その点についても、きちんとやるかどうか、 部長、簡単でええさかいに、答弁願います。

〇議長(岡 弘悟君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(石橋章弘君) 今回の応募に つきましては、壇上から答弁差し上げたとお り、各法人さんに文書でこういうのを行いま すと、まず案内を出しています。ホームペー ジを見てくださいということで、皆さん、見 られていると思います。質疑があれば当然質 疑期間をとって、そういうことでございます ので、理解はしていただいているというふう に考えております。

次に、議員おただしの、今後の保育、教育サービス供給、これからの話でございますけれども、それにつきましては、やはり、今、定期的に園長会というのを開催しまして、一定の情報交換、情報共有を図っております。 民設民営の法人の方につきましても、年3回程度懇談会という形で、情報提供あるいは情報交換等をやっておりまして、これは引き続き行っていきたい、強化していきたいというふうに考えております。

〇議長(岡 弘悟君)17番 井上君。

O17番(井上勝彦君) それはそれできちんと 説明をやっぱりできるだけ早くやってほしい と。それと、今、募集をかけておりますけれ ども、規則とか要綱で、2園一括でという応 募をかけていますわ。ところが、法人が2園 も受けて、2億3,000万円出さんのやからね。 そやから、なかなか9園の中で2億3,000万円 も出してというようなことは、恐らく応募に 乗ってこないかもわからない。そんな場合は やっぱり2段構えで、1園ずつ分けてでも法 人に募集をかけていくということも計算に入 れとかんと、1園やったらいっぺんやってみ ようかという園もあるわけですわ。ところが、 2園というたらね、なかなか百二十何ぼ、63 人と、約200人、200人にちょっと切れるんや けど、2園建設一括という、そういう規則、 要綱で縛ってあるけども、それはなかなか9 園の今経営している業者は、業者さんと言っ たら悪いけども、保育園を持っているこども 園はなかなか乗ってきにくいと思うので、今 月末までに募集がもし乗ってこなんだら、1 園ずつ分けてでもやってもらう方向で進めて ほしいと思うんですが、それについてどなた でもいいですけども、副市長。

〇議長(岡 弘悟君)副市長。

○副市長(森川嘉久君) これは議員とちょっと考え方が違うんですけども、何で2園を一括でということになってきたかと申しますと、逆に、初期投資の部分は確かにおっしゃるとおりかと思うんですけども、長い目で経営ということを考えますと、小規模園については

かなりこれから少子高齢化ということで、子 どもも減ってくる関係で、需要予測をいたし ますと、運営がしんどいところも出てくるん かなということもありまして、2園セットで すと、まだ片方で余裕を見ながら、片方でも し赤字になったとしても運営を続けていただ けるんかなということもございまして2園と いう設定をさせていただいたわけでございま すので、逆にこれが1園ずつ、応募がなけれ ばそういうことも考えていかなければならな いんかもわかりませんけども、ちょっと経営 的に見通しのしんどい園について残ってしま うということがあると、それは市にとっては 困ったことになるんではないかというふうに 考えておりますので、こういう形で募集をさ せていただいたところです。

〇議長(岡 弘悟君)17番 井上君。

O17番(井上勝彦君) それでは、今回はこれ くらいにしまして、納得いかなんだらまた12 月にやらせてもらいますので、しっかりと調 査研究をして良い方向に進めていただくよう によろしくお願いいたします。

終わります。

○議長(岡 弘悟君) 17番 井上君の一般質 問は終わりました。

この際、2時15分まで休憩いたします。 (午後2時00分 休憩)